

30環総政第508号
平成30年11月5日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「北清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京二十三区清掃一部事務組合
代表者：管理者 西川 太一郎
所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：北清掃工場建替事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 3 対象事業の位置
東京都北区志茂一丁目2番36号

第2 意 見

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施することから、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

【悪臭】

敷地境界における臭気指数の予測において、ごみ収集車両のプラットフォームへの出入り口が不明確なことから、現況調査及び予測地点の選定に当たっては、出入り口を明らかにした上で、適切な位置に設定すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点についても予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。